

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月15日

県立名護高等学校・附属桜中学校

県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 試行期間

令和7年9月1日～3学期末

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

① 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他年間行事計画に示された学校行事のある日

② 中間テスト・期末テスト・実力テストなど年間行事計画に示された各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日

① 2か月前までに学校から指定された日

注) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません（高校生・高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する特支高等部の生徒のみ）。詳しくはQ & Aをお読みください。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

- (1) 通常の欠席届と同様に、Classi(高)・欠席連絡フォーム(中)を使用して届け出てください。
その際、備考欄(高)・その他(中)に「家族休暇のため」と記入してください。

10 届出期限

取得希望日の2週間前までに届け出てください。
※期限を過ぎると給食費の負担が発生(中学)しますのでご注意ください。

11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。